

令和6年度 甘楽町一般廃棄物処理実施計画

目次

I ごみ処理実施計画

1	計画の目的	1
2	計画目標	1
3	基本方針	2
4	処理計画区域及び実施期間	3
5	一般廃棄物の発生量の見込み	3
6	ごみの分別区分	4
7	一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施するものに関する基本的事項	5
8	排出抑制のための方策	10
9	その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項	14

II 生活排水処理実施計画

1	計画の目的	19
2	計画目標	19
3	基本方針	19
4	処理計画区域及び実施期間	20
5	し尿等の処理量の見込み	20
6	し尿等の適正な処理及びこれを実施するものに関する基本的事項	20
7	排出抑制のための方策	21
8	その他し尿等の処理に関し必要な事項	21
9	地域に関する諸計画との関係	21

I ごみ処理実施計画

1 計画の目的

甘楽町一般廃棄物処理基本計画に定めた、基本目標、基本方針を実現するために、令和6年度におけるごみ処理実施計画を定めるものです。

2 基本目標

排出されるごみの質の多様化が進み、循環型社会への転換が求められています。

令和4年4月から「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、プラスチックごみの減量化、食品ロスの削減、資源循環型社会形成などSDGsの持続可能な開発目標に向けた取り組みが進められています。

当町においても持続可能な循環型社会形成への取り組みが必要不可欠であり、資源循環や可燃ごみの減量化をさらに推進し、その取り組みと仕組みを実現するためにごみ処理における基本的な目標を次のとおりとします。

《 ごみ処理計画の基本目標 》

大目標：一人ひとりが環境について考え、学び、
実践することのできる町づくりを目指す

- 目標1：資源が循環して活用されるまち
- 目標2：ごみの排出者責任が町民・事業者に浸透しているまち
- 目標3：町民、事業者、行政が協働で取り組むまち
- 目標4：処理・処分体制が充実したまち
- 目標5：町民がリサイクルに組みやすいまち
- 目標6：生活環境が保全されているまち

3 基本方針

取り組みの柱となる基本方針は次のとおりとします。

方針1：町民、事業者、行政の協働による地域循環圏の形成

ごみの減量化・資源化を最優先事項とし、町民は環境に配慮した生活様式に移行し、事業者は自己処理の原則や拡大生産者責任を踏まえた事業活動を行います。

町は町民・事業者の取り組みを促すための施策の実施など、三者の協働による取り組みを推進していきます。

方針2：循環型社会基盤の整備・充実

ごみは混ぜると資源にできませんが、紙類、缶類、びん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装類等、種類ごとに分けることによって、それぞれの素材ごとに様々な形でリサイクルされます。

分別を徹底し効率的・効果的に資源が循環する社会を町民、事業者、行政で創造します。

また、ごみの減量化・資源化を促進し、環境に配慮した安全で適正な処理体制の整備を推進します。

4 処理計画区域及び実施期間

(1) 処理計画区域

甘楽町全域

(2) 実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

5 一般廃棄物（ごみ）発生量見込み

ごみの発生量を表1に示すとおり見込みます。

表1 ごみの発生量見込み

項目	発生量(t)	処理方法
合計	2,684	—
収集・運搬ごみ	2,273	—
燃やせるごみ	1,809	焼却処理
可燃性粗大ごみ	15	焼却処理
燃やせないごみ	50	埋立処分
資源ごみ	399	資源化
紙類	219	資源化
紙パック	1	資源化
金属・缶類	43	資源化
びん類	60	資源化
ペットボトル	24	資源化
プラスチック製容器包装類	23	資源化
硬質プラスチック類	1	資源化
その他(布類・廃食油)	24	資源化
その他(廃乾電池・廃蛍光灯等)	4	資源化
直接搬入ごみ	351	焼却処理
集団回収	60	資源化

6 ごみの分別区分

ごみの分別区分は表2に示すとおりです。

なお、本町では、危険物及び家電4品目（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン）などの適正処理困難物等は収集していません。

表2 ごみの分別区分

分別区分		ごみの種類	
資源 ごみ	古紙類	新聞	新聞紙(折込、広告・チラシ含む)
		ダンボール	ダンボール
		紙パック	識別マークが付いているもの
		本、雑誌、雑紙	雑誌、包装紙、ボール紙製箱、厚紙、包装紙、その他の紙
	缶類	アルミ缶	ビール缶、酒類、ジュース類等
		スチール缶	缶詰、菓子缶、ジュース類、カセットボンベ、スプレー缶等
	びん類	無色	酢、めんつゆなどのびん
		茶色	ドリンクびん 調味料のびん
		その他の色	酒類のびん
	金属類		なべ、やかん、フライパン、傘の骨組み、小型電化製品等
	ペットボトル		ペットボトルの識別マークが付いているもの
	プラスチック製容器包装類		プラスチック製容器包装の識別マークが付いているもの
	硬質プラスチック類		プランター、バケツ、漬け物樽など
	蛍光灯、電球、電池類		蛍光灯、白熱電球、LED 照明器具、乾電等
布類		衣類等	
廃食油		植物性食用油	
燃やせるごみ		生ごみ、貝殻、植物、紙くず、割りばし、アルミホイル、布類、衣類、プラスチック類、ゴム製品、ラップ類、くつ、かばん等、剪定枝	
可燃性粗大ごみ		家具、机、いす、布団類、畳、ソファー、カーペット等	
燃やせないごみ		陶磁器類、ガラス、鏡、コップ、等	

7 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施するものに関する基本的事項

(1) 収集・運搬

ごみの排出方法を表3に示すとおりです。

表3 ごみの排出方法等

分別区分		排出方法	排出容器	
資源 ごみ	古紙類	新聞	ひもで縛る	—
		ダンボール	ひもで縛る	—
		紙パック	水洗いし、切り開いて乾かす ひもで縛る	—
		本、雑誌、雑紙	ひもで縛る	—
	缶類	アルミ缶	水洗いする	収集場所のコンテナ
		スチール缶	水洗いする スプレー缶は穴を開ける	収集場所のコンテナ
	びん類	無色	水洗いする	収集場所のコンテナ
		茶色	水洗いする	収集場所のコンテナ
		その他の色	水洗いする	収集場所のコンテナ
	金属類		資源ごみとして排出する 金属類	燃やせないごみ指定袋
	ペットボトル		キャップ・ラベルを取り水洗い する	半透明の袋
	プラスチック製容器包装類		汚れているものは水洗いする	プラスチック容器包装専用 指定袋
	硬質プラスチック類		異物を取り除き集団回収	—
	蛍光灯、電球		割らずに出す	収集場所のコンテナ
	布類		濡れな状態にし集団回収	—
廃食用油		ペットボトルに入れる	収集場所のコンテナ	
電池類		基本的に筒型の乾電池	乾電池回収袋または中が見 えるレジ袋等	
燃やせるごみ		生ゴミは水を切り、乾燥させる 剪定枝は、ひもで縛る(太さ 5cm 未満、長さ 60 cm以内)	燃やせるごみ指定袋 ひもで縛る	
可燃性粗大ごみ		町指定業者へ自己搬入	—	
燃やせないごみ		割れたガラス等は紙で包む	燃やせないごみ指定袋	

(2) ごみの収集・運搬方式、収集回数を表4に示すとおりです。

収集・運搬は、町全域を対象として、民間委託により行っています。

表4 ごみの収集・運搬方式、収集回数（各地区）

分別区分		収集方式	収集回数			
資源 ごみ	古紙類	新聞	拠点回収方式 (地区住民センター等)			
		ダンボール				
		紙パック				
		本、雑誌、雑紙				
	缶類	アルミ缶		月1回		
		スチール缶				
	びん類	無色				
		茶色				
		その他の色				
	金属類				ステーション方式	月1回
	ペットボトル				ステーション方式	月2回
	プラスチック製容器包装類				ステーション方式	週1回
	蛍光灯、電球				拠点回収方式 (地区住民センター等)	月1回
布類		集団回収	年2回			
硬質プラスチック類		集団回収	年1回			
廃食油		拠点回収方式 (地区住民センター等)	月1回			
電池類		ステーション方式	年3回			
燃やせるごみ 剪定枝		ステーション方式	週2回 月1回			
可燃性粗大ごみ		町指定業者へ自己搬入	収集なし			
燃やせないごみ		ステーション方式	月2回			

(3) 事業系ごみの収集・運搬

事業系ごみは、事業者自らが責任を持ち処理・処分を行うものとします。
事業者は、排出抑制・資源化に努め排出量の削減に努めるものとします。

(4) 処理・処分方法

ごみの処理・処分の方法を表5に示すとおりです。

表5 ごみの処理・処分の方法

分別区分		中間処理の概要		
資源ごみ	古紙類	新聞	委託事業者の施設で一時保管し、直接資源化	
		ダンボール		
		紙パック		
		本、雑誌、雑紙		
	缶類	アルミ缶		
		スチール缶		
	びん類	無色		
		茶色		
		その他の色		
	金属類			委託事業者の施設で選別し、資源化
	ペットボトル			委託事業者の施設で選別、圧縮・梱包後、町施設で一時保管し、指定法人で資源化
プラスチック製容器包装類				
蛍光灯、電球・電池類		専門処理業者に委託し、資源化		
廃食油		専門処理業者に委託し、BDF化		
燃やせるごみ		焼却処理を委託		
可燃性粗大ごみ				
燃やせないごみ		最終処分場で埋立処分		

(5) 処理・処分施設

① ごみ焼却施設の概要を表6に示すとおりです。

表6 ごみ焼却施設の概要

区 分	内 容
名 称	富岡市清掃センター
所 在 地	富岡市上高尾 187 番地 1
所 管	富岡市
処 理 能 力	112.5t/24h(56.25t/24h×2 炉)
稼 動 開 始	平成 5 年(1993 年)4 月
処 理 方 式	全連続式・ストーカ式
敷 地 面 積	17,031 m ²
主 要 設 備	受 入 供 給 設 備 :ピットアンドクレーン
	燃 焼 ガ ス 冷 却 設 備 :水噴射式
	排 ガ ス 処 理 設 備 :バグフィルタ
	余 熱 利 用 設 備 :温水発生器 場内給湯及び場外余熱利用
	通 風 設 備 :平衡通風方式
	灰 出 設 備 :ピットアンドクレーン
	排 水 処 理 設 備 :ごみ汚水は炉内噴霧 プラント凝集、沈殿、ろ過

② 資源化施設

資源ごみの処理は、委託事業者の処理施設にて適正に行います。

③ 最終処分場

燃やせないごみ（不燃物）は、町の一般廃棄物最終処分場（白倉）で埋立処分をしています。

また、燃やせるごみの焼却残渣は、富岡市の一般廃棄物最終処分場（上高尾）で埋立処分をしています。町一般廃棄物最終処分場（白倉）、富岡市一般廃棄物最終処分場（上高尾）の概要は、表7に示すとおりです。

表7 最終処分場の概要

区分		内容	
不燃物	甘楽町	名称	甘楽町一般廃棄物最終処分場(白倉)
		所在地	甘楽町大字白倉 2284 番地
		所管	甘楽町
		処分対象物	燃やせないごみ(不燃物)
		埋立地面積	6,100 m ²
		埋立容量	24,485 m ³ 測量結果より(測量はH21、H24、R5 実施) 残余容量 5,402 m ³ 令和 5 年(2023 年)4 月 1 日現在
		供用開始	平成 11 年(1999 年)4 月
		埋立方式	サンドイッチ方式
		遮水工	2 重遮水シート
		浸出水の処理	接触ばっ気(酸化・硝化・脱硝)、凝集沈殿、砂ろ過、活性炭吸着、滅菌
不燃物	富岡市	名称	富岡市一般廃棄物最終処分場(上高尾)
		所在地	富岡市上高尾 312 番地 1
		所管	富岡市
		処分対象物	焼却残渣(主灰・飛灰)、破碎ごみ・処理残渣
		埋立地面積	26,224 m ²
		埋立容量	266,556 m ³
		供用開始	平成 17 年(2005 年)4 月
		埋立方式	セル&サンドイッチ方式
		遮水工	遮水シート
		浸出水の処理	凝集沈殿、生物処理、砂ろ過、活性炭処理、キレート処理

※甘楽町一般廃棄物最終処分場(白倉)埋立容量は、29,400 m³ ですが、平成 21 年度、平成 24 年度、令和 5 年度の残余容量測量成果によると 24,485 m³ (△4,915 m³) となっています。

※甘楽町一般廃棄物最終処分場(白倉)は 24 年間で 19,083 m³埋立 埋立率 77.9%

8 排出抑制のための方策

(1) 行政における方策

取組1：教育・啓発活動の充実

① 学校における環境学習

環境を守り、資源を大切にすることを育み、効果的な行動を促すために町内の小学校で収集・処理に関する動画や副読本を教材として提供するほか、最終処分場見学の機会を設けます。これにより、ごみと資源の正しい分別や3Rの大切さを学習する機会が提供され、ごみに関する学習が行われます。

○副読本は、学校教育課で作成したものを使用しています。

② 生ごみ処理器等の斡旋

町民が、環境保全や資源循環に対する行動を習得してもらうために、環境保健協会で生ごみ処理器等を斡旋します。

○コンポスト、水切り容器、タイヒパウダーの斡旋

③ 情報提供

町民に率先して発生抑制・資源化の行動を起こしてもらえるよう、循環型社会を形成するための取組みに関する情報等を広報、ホームページ等を介して提供します。

○冊子「ごみと資源の出し方 ごみ分別の手引き」提供

○分別方法や収集日に関する情報を広報、ホームページ等で提供

④ 地域における活動の活性化

地域ごとの特性を踏まえた行動の促進及び拡大を図るため、地域における活動の情報収集及び情報提供を推進し、町民が実践しやすいものから取り組んでもらえるようにします。

○町民による資源ごみ分別の実施

○子ども会による資源ごみ集団回収の実施

⑤ 事業者からの廃棄物発生抑制・資源化

事業者が自らの責任を自覚し、過剰包装・流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用・販売等を積極的に取り組むよう働きかけます。特にプラスチック製品については、再生資源化や使用削減に取り組み資源循環の促進を働きかけます。

また、町民との協働による取組み、事業者間の再生資源の流通等に関しては、情報提供や協議・検討の場の提供などにより活動を支援します。

- 事業者向けのごみ減量化・資源化等の啓発

取組2 プラスチックごみの再資源化

プラスチック類の分別を推進し、再資源化へ取り組みます。

- 容器包装プラスチック類の分別の推進
- 硬質プラスチック類の集団回収の実施

取組3：飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制

スーパーなどによる店頭回収等の普及により、町民と事業者による資源化システムの構築を促進します。

また、事業者に過剰な容器包装をしないように求めます。

- 事業者が店頭回収をPRする等への協力
- 事業者による過剰包装の抑制を求める

取組4：グリーン購入の推進

再生品等の供給面に加えて需要面からの取組みが重要であることから、町は率先してコピー紙の再生品を使用します。

- グリーン購入、資源分別回収等による行動

取組5：生ごみ等の発生抑制

燃やせるごみに含まれる厨芥類は約8割が水分であるため、水分を減らすことでごみの減量化を図ることが可能です。家庭における生ごみ削減のため、生ごみを乾燥処理する「生ごみ処理機」の設置に対する補助金制度の周知を図り、活用を促進します。

- 生ごみ処理機購入者への町補助金案内

取組6：廃食油の資源化

廃食油を回収し、バイオディーゼル燃料化（BDF化）します。

- BDF燃料製造ため、廃食油の回収

取組7：共同住宅管理者などへの協力要請

共同住宅等のごみステーションに関しては、その建物管理者等が管理することが原則となっているため、ごみの分別や排出ルールが守られていない場合に

は、管理者等に対し、改善に向けた協力要請を行います。

- 共同住宅等の管理者・経営者に対する協力要請等
- ごみの分別や排出方法チラシの提供

取組 8：多文化共生の推進

近年、外国人転入者が増加していることから、日本語が理解できなくても、正しいごみの分別や排出方法を理解できる環境をつくり、多文化共生を目指します。また、外国語によるごみ分別のチラシにより転入時に説明を行います。

- 外国語によるチラシ・ごみ出しカレンダー等の作成、配布及び説明
- ごみの分別や排出方法に関する外国語映像の配信
- 多言語翻訳機器を用いて分別やごみの排出方法を理解できる環境づくり

(2) 町民における方策

取組1：資源の分別収集等の活用

町民は、町が行っている資源ごみの分別収集を活用し、資源化を推進します。

また、PTA、子ども会が中心となって行っている資源ごみの集団回収に保護者も積極的に参加します。

取組 2：紙類の再資源化の推進

過年度における燃やせるごみの種類組成のうち、紙・布類の占める割合が最も多くなっています。

ごみの減量化・資源化は分別の徹底が必要であり、分別の強化によってある程度まとまった量の紙類を回収するシステムの構築を推進します。

取組 3：生ごみの堆肥化

町民は、燃やせるごみの減量化を図るため、生ごみ処理機やコンポスト等を活用し、生ごみの堆肥化を推進します。

取組 4：エコ（マイ）バッグ等の利用

SDGs ターゲット14.1において、「2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する」ことを目標としています。

群馬県は海に面していませんが、風化したプラスチックごみが川を渡り、海へと流れ着いてしまう恐れがあることから、決して海洋ごみ問題も他人事ではありません。

町民は、令和2年7月1日よりレジ袋が有料化されたことに伴い、買い物時にエコ（マイ）バッグを使用し、レジ袋を使用しないことにより、プラスチック排出を抑制します。また、マイボトル等を携帯し、使い捨て容器の使用を抑制します。

取組5：食品ロスの削減

SDGs ターゲット12.3において、「2030年までに小売り・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食糧の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる」ことを目標としています。

町民は、食べきれないほどの食材は買わない、食べられる分だけ調理する、会食や宴会時の3010運動^{*1}などを心がけることで食べ残しの解消に努めます。

※1 3010運動：会食や宴会時の食べ残しを減らすために、＜乾杯後30分間＞は席を立たずに料理を楽しみましょう、＜お開き10分前＞になったら、自席に戻って、再度料理を楽しみましょう、と呼びかけて、食品ロスを削減するキャンペーン

(3) 事業者における方策

取組1：発生源における排出抑制

事業者は、排出者責任や拡大生産者責任を認識し、ごみの発生抑制・資源化を推進します。

特にワンウェイプラスチックの使用削減を推進します。

取組2：過剰包装の自粛

事業者は、過剰包装を自粛し、再使用・再生利用できる素材、形状の包装を採用するとともに、回収・資源化ルートを構築し、包装廃棄物の発生抑制を推進します。

取組3：流通包装廃棄物の抑制

事業者は、包装素材の統一化、緩衝材の使用抑制、包装資材の再使用等により、流通包装廃棄物の発生を抑制します。

取組4：製品の長寿命化

事業者は、製品の耐用年数の長期化、アフターサービスの充実・低コスト化等、製品を長期にわたって利用できるサービスの提供を行います。

取組 5：店頭回収等の実施

事業者は、店舗や事業所の空きスペースを町民との協働による店頭回収や古紙回収等の活動拠点として活用します。

取組 6：事業者間の協力

事業者は、事業者間での不用資材や再生資源等の相互利用を促進するためのネットワークづくりを推進します。

9 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

(1) 災害廃棄物の処理・処分

台風や震災などの自然災害によって発生した災害廃棄物は、一般廃棄物になるため収集運搬、処理・処分は、甘楽町災害廃棄物処理計画により行います。

取組 1：処理体制の維持

災害廃棄物は、本町が主体となり、処理を行うことを基本とします。

被害が甚大な場合には国、県、近隣市町、関係機関及び民間事業者の協力を求め、円滑かつ安定した収集運搬、処理及び処分を行います。

取組 2：避難所の生活ごみ対策

避難所で発生する生活ごみについては、平常時と同じ分別区分とします。

ただし、生ごみ等腐敗性の高い廃棄物については、防疫上できる限り早急に収集・運搬が行われるよう、他の廃棄物とは別に保管します。

分別収集で使用している専用コンテナ（缶類、びん類、スプレー缶など）が避難所に設置できない場合は、段ボール等で簡易的な分別ボックスを設置する等、確実に分別できる方法を検討します。

収集・運搬については、平常時の収集ルートに避難所を追加する等、状況に応じてルートを変更し収集します。その際、生ごみ等腐敗性の高いものについては優先して収集・運搬を行うこととします。

また、平常時に委託している処理施設等が被災により利用出来ない場合は、他市町村との広域処理や民間業者等へ協力を要請する等、円滑な処理を行うこととします。

生活ごみ（避難所ごみ）の処理基本フローは図1に示すとおりです。

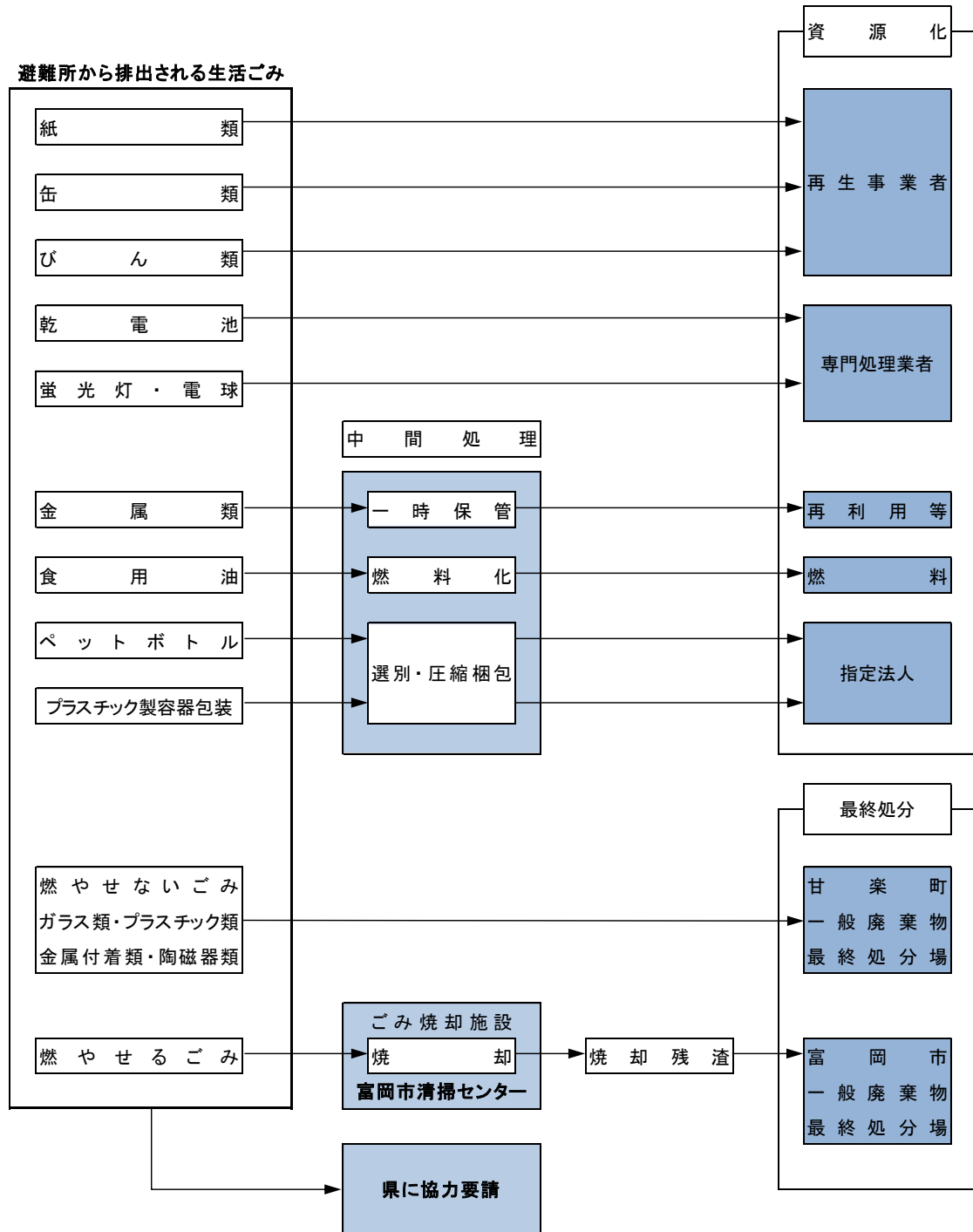


図1 生活ごみ（避難所ごみ）の処理基本フロー

※避難所からの生活系可燃ごみの受入は富岡市から承諾を得ていますが、災害廃棄物可燃ごみの受入は承諾を得られないため、災害における可燃ごみを含廃棄物は群馬県と公益社団法人群馬県環境資源保全協会の協定書に基づき災害廃棄物処理を群馬県に協力要請を行います。

取組 3：ガレキ対策

倒壊家屋から大量に発生が予想されるガレキ等の粗大ごみは、仮置場等を確保し、町が処理を行います。

消火器、灯油、ガスボンベなど有害物・危険物や布団、畳など処理困難物については、民間業者等へ処理委託を行います。

災害廃棄物処理では、木くず、コンクリートがら、廃家電、廃金属類などは、できる限り資材としてリサイクルします。リサイクルが困難な不燃物等については、適切に最終処分を行います。

取組 4：仮置場の確保

被災時における災害廃棄物の一時保管を行うため、公共用地等により、仮置場を確保します。

特に水害の場合、水にぬれた畳や家具、家電等が震災に比べて被災家屋から搬出する時期が早くなる傾向があるため、仮置場の設置を急ぐ必要があるため、事前に候補地リストを作成するなど、発災後速やかに対処できるようにしておく必要があります。

仮置場のイメージを図2に示します。仮置場では処理の効率化及び資源化の向上を目的に分別を徹底することが重要になります。

なお、図2で示すような複数の「ごみの山」を集積する規模の用地確保が困難な場合は、町内に複数仮置場を設置して、集積する「ごみの山」の種類を区分するように取組みます



図2 仮置場の配置イメージ図

(2) ごみ処理広域化への対応

近年、ごみ処理事業の効率化を図るため、複数の市町村が一部事務組合を設置して、ごみ処理広域体制を構築しています。県においても、県内一般廃棄物処理の広域化の方向性を示す「群馬県一般廃棄物処理マスタープラン」の中で、一般廃棄物処理の広域化を推進しています。本町は、県のマスタープランでは、藤岡富岡ブロックに該当します。

現在、広域化に向けて富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽西部環境衛生施設組合、富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合及び本町でごみ処理、し尿処理、火葬場など協議を行っています。

取組 1：粗大ごみ処理の広域化

現行のごみ処理体制に加え、自己搬入による体制を実施するためごみ処理広域化による協議を行っています。

取組 2：不燃ごみの最終処分の広域化

現在、不燃ごみの最終処分場として使用している一般廃棄物最終処分場（白倉）は、令和11年3月までが供用期間となっています。

一般廃棄物最終処分場の広域利用による広域化協議を行っています。

(3) 行政、町民、事業者の連携

取組 1：環境保健協会との連携

町民、事業者、行政の三者の協働による取組みを効率的・効果的に推進するために環境保健協会との連携を深め、地域に根ざした活動を推進します。

取組 2：環境美化の推進

町内一斉清掃（ごみゼロの日）の実施、環境美化推進員、地域ボランティア等を中心とした環境美化活動、各種広報紙による啓発を推進し、町民・行政が一体となった環境美化活動に取り組んでいきます。

また、自主的に美化活動を行う行政連絡区やボランティア団体等の活動を支援します。

(4) 適正処理困難物への対応

取組1：適正な処理・処分の指導強化

小型家電、家電リサイクル法対象機器、タイヤ、バッテリー等本町で処理困難物として定めているごみは、排出者が自ら専門の処理業者等に依頼して処理するよう指導します。

また、小型家電、テレビ、古タイヤ、廃バッテリー、自転車等については、年1回無料または、有料での回収を実施し処理困難物の適正処理を行います。

取組2：医療系廃棄物への対応強化

感染性医療廃棄物については、医療機関等の排出者が責任をもって処理・処分するよう指導します。

(5) 不法投棄対策の強化

取組1：不法投棄対策の推進

広報紙やチラシを通じてごみの不法投棄、散乱の防止を図ります。

○土地所有者及び管理者に対する対策の要請

土地所有者及び管理者と協力して不法投棄対策を推進します。

○監視体制の強化

環境美化推進員、地域ボランティア及び町職員によるパトロール等定期的な監視体制の強化、拡充を図ります。

○町民、各種団体との連携

町民、環境保健協会、県、警察との連携を強め、不法投棄に関する情報収集、不法投棄対策を推進し、不法投棄をさせない環境施策を講じます。

○監視カメラの設置

同一箇所では被害が多発する場合には、監視カメラを設置し、未然防止・抑止対策を講じます。

Ⅱ 生活排水処理実施計画

1 計画の目的

甘楽町生活排水処理基本計画に定めた、基本目標、基本方針を実現するために、令和6年度における生活排水処理実施計画を定めます。

2 基本目標

(1) 本計画における基本目標

本町では、近年、河川の水質改善が進んでいる状況ではあるが、依然として生活雑排水が未処理のまま河川等に排出されている現状もある。

このようなことから生活排水を適正に処理することが重要となっており、住民に対して生活排水対策の必要性について啓発をするとともに、水質の改善を図り、河川に蛍が飛びかい、清流を好む魚などが生息できる水質を目指すものとする。

3 基本方針

生活排水対策の基本方針として、水の適正利用に関する普及啓発のほか、生活排水の処理施設を逐次整備していくこととするが、処理施設の整備に係る基本方針については、次のとおりである。

- (1) 人口の密集地域においては、集合処理施設を整備する。このため、流域関連公共下水道などの施設の利害得失をよく分析し、適切な施設の配置により処理する。
- (2) 家屋が散在している下水道供用開始済区域外については、各戸で合併処理浄化槽により処理をする。
- (3) 単独処理浄化槽又はくみ取り槽を現在設置している家屋については、公共下水道への接続若しくは合併処理浄化槽への設置替えを推進する。
- (4) 今後、行われる宅地開発については、原則公共下水道への接続とするが、開発場所等に応じて、合併処理浄化槽の整備を行うよう指導する。

4 処理計画区域及び実施期間

(1) 処理計画区域

甘楽町全域

(2) 実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

5 し尿等の処理量の見込み

し尿等の処理量を表8に示します。

表8 し尿等の処理量

項目		処理量(m ³)
し尿		300
浄化槽汚泥		800
汚水	農業集落排水施設	110,000
	公共下水道	990,000

6 し尿等の適正な処理及びこれを実施するものに関する基本的事項

(1) し尿・浄化槽汚泥の収集運搬

し尿及び浄化槽汚泥は、町が許可した収集業者に町民が直接依頼して収集する。
農業集落排水施設の汚泥は、町が直営で収集する。

(2) 処理・処分方法

し尿及び浄化槽汚泥は、富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合衛生管理センターのし尿処理施設で処理する。

表9 し尿処理施設の概要

区分	内容
名称	富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合衛生管理センター
所在地	富岡市田篠1297-1、甘楽町大字福島868-1
所管	富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合
処理能力	50kL/日

し尿及び浄化槽汚泥の処理後に発生する残渣類は、助燃材や堆肥として資源利用する。

7 排出抑制のための方策

単独処理浄化槽、し尿汲み取り便槽を使用している世帯に対して、公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽の利用を促進する。

8 その他し尿等の処理に関し必要な事項

住民に対する広報・啓発

(1) 広報・啓発

広報・啓発用のチラシ、ホームページ等を使って、生活排水処理の重要性や公共下水道及び合併処理浄化槽の利用促進について、継続的かつ効果的に情報を発信する。

また、自治会等と連携を図り、汚濁負荷の軽減について家庭・地域でできる対策について周知を図る。

(2) イベントの開催

水質汚濁防止及び水環境の保全等を題材とした講演会、シンポジウム、河川、水辺などにおける体験型のイベントの開催及び側溝、河川清掃等を介して、意識の高揚を図る。

(3) 体験型学習会の開催

施設の見学会・学習会等を行い、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等を利用することによる環境保全や発生源における水質保全対策の大切さについて学習する機会を増やす。

(4) 浄化槽の適正管理

合併処理浄化槽を使用している世帯に対して、浄化槽の定期的な保守点検・清掃及び法定検査の実施について啓発し、適正管理が行われるよう指導する。

9 地域に関する諸計画との関係

本計画は、本町の総合計画、下水道計画、農業集落排水施設整備計画、合併処理浄化槽整備計画、富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合の生活排水処理基本計画等の上位計画及び、国・県等の関連計画等とも整合を図る。